六　候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要	［号を加える。］
七　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要	［号を加える。］
八～十　［略］	六～八　［同上］
（株式交付計画の承認に関する議案）	
第十九条の二　株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	［条を加える。］
一　当該株式交付を行う理由	
二　株式交付計画の内容の概要	
三　当該会社が株式交付親会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百十三条の二各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要	
（株式交付計画の承認に関する議案）	
第二十七条の二　株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、株式交付計画の内容の概要を記載しなければならない。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第二十条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第10号（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第10号**（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
年度事業報告書（　年　月　日から 　年　月　日まで）	年度事業報告書（　年　月　日から 　年　月　日まで）
年　月　日提出	年　月　日提出
商　号	商　号
所在地	所在地
代表者の役職氏名	代表者の役職氏名
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［略］	［同左］
１　業　務　の　状　況	１　業　務　の　状　況
［(1)～(8)　略］	［(1)～(8)　同左］